

第3回 憲法9条とアジアの平和

小沢隆一（東京慈恵会医科大学・憲法学）

はじめに

- ・安保関連法と沖縄基地問題が問いかける平和主義
- ・今こそ考えよう、平和主義
- ・避けて通れないアジアの平和の将来

1. 憲法9条の意義

(1) 憲法9条の原点—日本に戦争をさせないための戦争放棄と戦力不保持

- ・アジア・太平洋で（侵略）戦争を繰り返した日本
- ・「政府の行為によって再び戦争の惨禍を起ささない」保証としての9条
- そのもっとも確実な手段としての戦力不保持（9条2項）

<憲法制定時の審議から>

- ①「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定して居りませぬが、第9条2項に於いて一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります」（1946.6.26 衆議院 吉田茂首相の答弁）。
- ②「第9条は戦争の放棄を宣言し、我が国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立って指導的地位を占むることを示すもの」（1946.8.27 貴族院 幣原喜重郎国務大臣の答弁）
- ③「兵隊のない、武力のない、交戦権のないと云ふことは、…それが一番日本の権利、自由を守るのに良い方法である、私等はさう云ふ信念から出発致して居るのでございます」（1946.9.13 貴族院憲法改正特別委員会 幣原の答弁）。

参考「あたらしい憲法のはなし」（1947年文部省発行、52年3月まで教科書として使用）

「みなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」。

- ・「転轍」の兆し—「日本からの平和」から「日本の平和」へ 「戦争責任」視座の弱さ

(2) 憲法9条の歪曲—「9条で戦争（の波及）は防げるか」の大合唱

- ・「自衛」という難題 上丸洋一『新聞と憲法9条』（朝日新聞出版・2016.2）
「自衛とは何か。それは自衛なのか。自衛という難題が私たちの前に立ちはだかっている。」
- ・「転機」としての朝鮮戦争 その巨大なインパクト
「内戦&世界戦争」としての朝鮮戦争 「（隣接する）後方」としての「占領下日本」
朝鮮戦争のゆくえ・講和（独立）後の日本・アジア全域の国際関係が「数珠つなぎ」に
「非武装（再軍備反対）・中立・軍事基地反対・全面講和」の困難性
- ・その時、何が起こったのか？

- ①マッカーサーの「変節」 「日本は東洋のスイスタレ」→講和後の米軍の本土駐留容認
 - ②横田喜三郎の「180度転向」 駐留軍は9条の趣旨に反する→駐留軍は「戦力」にあらず
 - ③旧安保条約成立における「天皇外交」の影（安保＝米軍駐留による「団体」の護持）
Cf. 豊下櫛彦『昭和天皇の戦後日本（憲法・安保体制）にいたる道』（岩波書店・2015.7）
 - ④事前に国民・国会に知らされなかったサンフランシスコ講和条約と安保条約
（サ条約による沖縄等の占領継続と「片務的基地提供条約」としての安保）
「我々の望むだけの軍隊を望む場所に望む期間だけ駐留させる権利を」（ダレス）
「前進（兵站）基地」としての在日米軍基地
 - ⑤警察予備隊（1950）→保安隊（52）→自衛隊（54）と進む（限定的）再軍備
- * 憲法解釈の変更
- 「憲法第9条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従って自衛隊のような自衛のための任務を有し、その目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは憲法に違反しない」（1954.12.22 衆議院 大村清一防衛庁長官の答弁）。
- 「個別的自衛権合憲・集団的自衛権違憲」論の起点
- * 「1950年」を境にして総体で脅かされた憲法の平和主義・立憲主義・民主主義

(3) それでも守られた憲法9条と平和を求める運動の前進

- ・ 超えられなかった「集団的自衛権は違憲」・「自衛隊は戦力にあらず」の壁 9条の縛り
- ・ 澎湃と湧き起る基地反対闘争・原水爆禁止運動・平和を求める女性運動
→1950年代明文改憲運動を阻止 60年安保闘争へ
- ・ 安保改定（1960年）
安保改定により日本の軍事的役割は強化されたものの「9条の縛り」は解かれず
軍事同盟としての本質を覆い隠した（せざるを得なかった）新安保条約
- ①5条共同防衛（米は集団的自衛、日本は個別的自衛）
- ②8条「極東」条項 「裏口」からの侵入 「事前協議制」の抜け道 核密約
- ・ 9条が変えられなかった、その結果として安保の軍事同盟性の強化と再軍備が抑えられてきた。そこには常に「安保・自衛隊は違憲」の世論を生み出す運動があった。

2. 安保関連法の問題点

(1) 4つの基本パーツ

- ①集団的自衛権（限定）行使 「存立危機事態」 自衛の措置の新3要件
（自衛隊法・武力攻撃事態法改正）
- ②「後方支援」（Logistic support）の一举拡大 「周辺事態」から「重要影響事態」へ
「後方地域支援」から「後方支援」へ 「非戦闘地域」から「現に戦闘が行われている現場（以外）」へ 支援対象・実施地域・支援メニューの一举拡大（ほぼ全面解禁）
（周辺事態法改正→重要影響事態法）

*国連強制措置+「有志連合型」武力行使への「後方支援」

(国際平和支援法←支援特措法の「恒久法」化)

- ③外国軍の武器等防護のための武器使用 平時(警戒監視・訓練)から有事(軍事衝突)への移行時でのシームレスな対応の確保 (自衛隊法改正)
- ④PKO活動等における自衛隊の活動、業務の拡大 武器使用の強化
国連が統括しない人道復興支援・安全確保活動の追加
安全確保業務、統治組織の設立・再建援助業務、司令部業務、「駆け付け警護」の追加
任務遂行型武器使用・「駆け付け警護」のための武器使用 (国際平和協力法改正)

(2) 問題点

- ①新3要件のあいまいさ 「存立危機事態」とりわけ「国の存立」の認定方法
「事態」認定から武力行使へのプロセス(同盟調整メカニズムの機能)
- ②「重要影響事態」の認定方法(国際平和支援法の「国際平和共同対処事態」との関係)
- ③平時の「警戒監視」・「訓練」の状況 「武器使用」→「武力行使」の可能性
- ④南スーダンでの動向
- ⑤安保関連法と人権 自衛隊員 「存立危機事態」における公務員・「指定公共機関」職員

3. 自民党「日本国憲法改正草案」の問題点—日本国憲法との対比で(資料参照)

- ①前文・1条・3条 ⇔ 日本国憲法(以下同)前文
・天皇元首化/国民の国旗・国歌尊重義務/平和的生存権削除
- ②9条 9条の2 9条の3 25条の3 98条 99条 ⇔ 9条
・自衛権の発動 ねらいは集団的自衛権
・国防軍の保持 「普通の国」の軍隊に 「審判所」(=軍法会議)の設置
・あざとい「在外邦人保護」規定
・緊急事態対処規定 自然災害対処は「口実」 ねらいは軍事対処

むすび

- ・「二重の画期」としての安保関連法 ①日米安保体制の徹底 ②「戦後」体制の大転換
- ・安保関連法を廃止して、私たちはどんな平和を目指すのか?
- ・平和的生存権の重要性 「誰の子どもも殺させない」との共通性
- ・安保関連法廃止の二重の意義 「戦後」体制の回復と弱点の克服 日米同盟の見直し
沖縄普天間基地—辺野古のたたかい
東アジアの平和の構築
南シナ海を「平和の海」に
北朝鮮に「瀬戸際外交」を断念させる